

横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者募集要項

地区センターの指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します。

1 募集対象施設

- (1) 横浜市ほどがや地区センター (横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目21番地)
- (2) 横浜市西谷地区センター (横浜市保土ヶ谷区西谷町918番地)
- (3) 横浜市初音が丘地区センター (横浜市保土ヶ谷区藤塚町15番1号)
- (4) 横浜市今井地区センター (横浜市保土ヶ谷区今井町412番地8)
- (5) 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス (横浜市保土ヶ谷区岩崎町15番30号)
- (6) 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 (横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町71番地)

2 指定管理者が行う業務

- (1) 横浜市保土ヶ谷区地区センターの運営に関すること。
 - (2) 横浜市保土ヶ谷区地区センターの維持管理に関すること。
 - (3) 横浜市地区センター条例第2条第2項に規定される事業の実施に関すること。
 - (4) 個人情報保護に関すること。
- その他、上記の各施設ごとの指定管理者の仕様書のとおり

3 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法等は協定にて定めます。

5 応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体

6 応募方法

(1) 応募書類

※ 様式ア〜カについては施設ごとに作成してください。

ア 指定申請書(様式1)

イ 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者事業計画書(様式2)

ウ 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者自主事業計画書(様式3)

エ 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者自主事業別計画書《単表》(様式4)

オ 平成18年度横浜市保土ヶ谷区地区センター管理運営費提案書(様式5)

カ 平成18年度横浜市保土ヶ谷区地区センターの管理に関する業務の収支予算書(様式6)

キ 人員表(過去3年分)(各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数、非常勤従業員数(パートタイム、アルバイト))(様式7)

ク 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

ケ 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

コ 現在の組織、人員体制を示す書類(就業規程、給与規程等)

サ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

※ 以下の書類については、団体により提出書類が異なります。

〈法人の場合〉

シ 貸借対照表（過去3年分）

ス 損益計算書（過去3年分）

セ 製造原価報告書等の原価の明細

ソ 販売費及び一般管理費等の明細

タ 当該法人の登記簿謄本

チ 法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去3年分）

〈その他の団体の場合〉

ツ 正味財産計算書（総括 過去3年分）

テ 貸借対照表（総括 過去3年分）

ト 収支計算書（総括 過去3年分）

ナ 収益事業を行っている場合には税務申告書の控えの写し

※ 共同企業体を結成して公募に参加する場合は、さらに以下の書類の提出をお願いします。

ニ 共同事業体協定書兼委任状（様式8）

ヌ 共同事業体連絡先一覧（様式9）

* 上記シ、スおよびチ～トの書類については、設立から3年以内である場合は、実績のある分だけの提出となります。

(2) 提出部数

応募書類をアから順に並べ、クリップ留めしたものを、12部提出してください。

(3) 募集要項配布期間

平成17年4月28日～平成17年6月7日

(4) 応募書類提出期間

平成17年6月8日、9日、10日（3日間） 午後5時15分必着（郵送可）
（受付時間 午前8時45分～午後5時15分）

(5) 提出先

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区役所地域振興課（区役所2階11番窓口）

7 応募者説明会

応募方法、応募書類の記載方法等について説明会を開催します。

（応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。）

日時 平成17年5月16日（月）午後3時50分～午後4時50分

場所 横浜市開港記念会館1階1号会議室（横浜市中区本町1丁目6番地）

8 現場説明会

施設の概要等について説明会を開催します。

（参加される団体は、5月20日までに下記の担当までご連絡ください）

- | | | | |
|---------------------|----|------------|--------|
| (1) 横浜市ほどがや地区センター | 日時 | 平成17年5月24日 | 午前10時～ |
| (2) 横浜市西谷地区センター | 日時 | 平成17年5月24日 | 午後2時～ |
| (3) 横浜市初音が丘地区センター | 日時 | 平成17年5月24日 | 午前11時～ |
| (4) 横浜市今井地区センター | 日時 | 平成17年5月24日 | 午後1時～ |
| (5) 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス | 日時 | 平成17年5月24日 | 午前10時～ |
| (6) 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 | 日時 | 平成17年5月24日 | 午前11時～ |

9 選考方法

応募書類の書類審査及び面接審査により選考します。また、別紙「指定管理者選定にかかる評価項目」により選考します。（評価項目中の「区政運営方針（平成17年度）」については、6月上旬に保土ヶ谷区ホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/me/hodogaya/>）で見ることができます。）

10 面接審査

プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、法人その他団体の代表者または代理の方（3名まで）の出席をお願いします。

6月下旬に実施する予定ですが、日時、場所については後日連絡します。

11 選考結果のお知らせ

応募者全員に、6月下旬に文書にてお知らせします。

なお、選定後、審査内容の概要について公表します。

12 指定手続等

(1) 指定手続

選定団体については、地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横浜市議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

指定に当たっては、指定団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例の定めるところにより告示します。

横浜市議会への提案は、平成17年第3回定例会を予定しています。

(2) 業務引継

指定管理者は、指定後速やかに、現場研修、現在の管理運営受託団体からの引継等の準備を行います。

(3) 協定の締結

指定に伴い施設の管理に係る細目、本市が支払うべき管理費用の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

(4) その他

横浜市議会の議決を経るまでの間に、指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わない場合、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合は、指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理する業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

13 添付資料

(1) 指定申請書（様式1）

(2) 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者事業計画書（様式2）

(3) 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者自主事業計画書（様式3）

(4) 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者自主事業別計画書〈単票〉（様式4）

(5) 平成18年度横浜市保土ヶ谷区地区センター管理運営費提案書（様式5）（※）

(6) 平成18年度横浜市保土ヶ谷区地区センターの管理に関する業務の収支予算書（様式6）（※）

(7) 人員表（様式7）

(8) 共同事業体協定書兼委任状（様式8）

(9) 共同事業体連絡先一覧（様式9）

(10) 質問書

(11) 横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者の仕様書（※）

(12) 横浜市保土ヶ谷区地区センターの概要（※）

(13) 指定管理者選定にかかる評価項目

※ 上記（５）、（６）および（１１）、（１２）については各施設ごとに内容が異なります。

14 情報の公開

応募団体の選考結果については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

15 仕様に関する質問の方法・期限

仕様に関する質問については、別添の質問書を使用して、FAXまたはEメールでお問い合わせください。電話によるお問い合わせは受付できません。質問の期限は5月26日の正午までとします。

なお、質問に対する回答は、応募者全員に5月31日にFAXまたはEメールで行います。5月31日までに回答がない場合は、下記の担当までお問い合わせください。

16 利用料金制について

地区センター（桜ヶ丘コミュニティハウスおよび瀬戸ヶ谷スポーツ会館を除く）においては、平成17年7月より利用料金制が導入される予定です。詳細については、5月17日以降に資料を配付しますので、下記担当にお問い合わせください。

保土ヶ谷区地区センター指定管理者に応募される場合は、必ず利用料金制度の資料を確認した上で、応募してください。

17 その他

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、区役所課税課又は税務課にお問い合わせください。

なお国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

【募集に関する問い合わせ先】

横浜市保土ヶ谷区役所地域振興課 丸山・小山

電話 045-334-6305 FAX 045-332-7409

E-mail:ho-chishin@city.yokohama.jp